

# ほやねっと(地域包括支援センター)を利用しましょう

ほやねっとは、高齢者の介護・保健・福祉・医療などに関する相談を受ける総合相談窓口です。お住まいの地区を担当しているほやねっとに、まずはお電話でお気軽にご相談ください。

## こんなことで困っていませんか？

- 介護保険サービスを利用したいのですが、どうしたらよいでしょうか？
- 近所の一人暮らしの高齢者が最近閉じこもり気味で心配です。
- 足腰が弱くなってきており、体のことが心配です。
- 最近、親のものの忘れがひどくなってきたようです。どこに相談すればよいのでしょうか？
- 虐待されているかもしれない高齢者を知っていますが、どうしたらよいのかわかりません。



	ほやねっと名	住所	TEL	開所時間(※)	担当地区
1	ほやねっと川西	福井市南榑原町 20 字大畑 2 番地 (福井リハビリテーション病院内)	59-1551	月～土 8:30-17:30	大安寺・国見・鶉栗・鷹巣・本郷宮ノ下・越廼
	ほやねっと川西あゆかわ相談所	福井市鮎川町 107-2-2	88-2011	月～金 9:00-13:00	
2	ほやねっと西	福井市日光 1 丁目 1-22	21-2220	月～金 8:30-17:30 土 8:30-12:30	湊・東安居・安居一光・殿下・日新清水東・清水西清水南・清水北
	ほやねっと西たごお相談所	福井市竹生町 32-48	98-3517	月～金 8:30-12:30	
3	ほやねっと南	福井市福 1 丁目 1710	36-1246	月～金 8:30-17:30 土・日 8:30-12:30	清明・社南・社北麻生津・社西
4	ほやねっと橋南	福井市木田 1 丁目 3308 (うららの家内)	33-5777	月～土 8:30-17:30	豊・木田・足羽
5	ほやねっと東足羽	福井市下六条町 201 (福井厚生病院内)	41-4135	月～金 8:30-17:15 土 8:30-12:15	酒生・一乗上文殊・文殊六条・東郷・美山
	ほやねっと東足羽すいだに相談所	福井市梶谷町 12-9-2	90-3858	月～金 8:30-12:30	
6	ほやねっと東	福井市高木中央 3 丁目 1701 (藤島園内)	57-0040	月～土 9:00-18:00	円山・啓蒙・中藤島岡保・東藤島
7	ほやねっと北	福井市新田塚 1 丁目 42-1 (福井総合クリニック内)	25-2510	月～金 8:30-17:00 土 8:30-12:30	西藤島・河合森田・明新
8	ほやねっと中央北	福井市文京 2 丁目 6-10	28-7271	月～金 9:00-17:30	宝永・春山・松本
9	ほやねっと中央	福井市手寄 1 丁目 7-23 (駅東さくらビル内)	28-2660	月～金 8:30-17:15 土 8:30-12:15	順化・日之出旭・和田

(※) 開所時間外でも受け付けますので、お電話でご連絡ください。

ほやねっとは、平成 28 年 4 月から 13 ヶ所に増える予定です。これに伴い、連絡先や担当地区が変わる場合があります。ほやねっとや高齢者福祉に関することは、こちらまでお問い合わせください。

福井市役所 別館 1 階 地域包括ケア推進課 TEL:20-5400

このほか、介護保険に関するお問い合わせはこちらまでお願いします。

福井市役所 別館 2 階 介護保険課 TEL:20-5715

<http://www.city.fukui.lg.jp/dept/d240/kaigo>

各種申請手続(要介護認定、利用者負担軽減など)は、各支所でも受け付けています。

美山総合支所 市民福祉課  
TEL:90-1192

越廼総合支所 市民福祉課  
TEL:89-2113

清水総合支所 市民福祉課  
TEL:98-8801

※このパンフレットは障がいのある方が働く施設で作成したものです。

平成 27 年度  
詳細版

住み慣れた地域で安心して暮らすために

# 介護保険

## あんしんガイド

### 介護保険制度について

介護保険制度は、40歳以上の方が被保険者として保険料を納め、介護が必要になった方が安心して生活ができるように「介護」を社会全体で支えていこうというものです。

#### 被保険者(加入者)

- 介護保険料を納めます。
- 介護や支援が必要な場合は、市に認定の申請をします。(P.1~2参照)
- サービスを利用した場合は、原則として費用の1割または2割を負担します。

### 1 65歳以上の方(第1号被保険者)

サービスを利用できるのは・・・

介護や支援が必要と認定された方  
※介護や支援が必要となった理由は問いません

#### 被保険者証

65歳に到達する月に市から交付します。(手続不要)  
次のときに必要となりますので、大切に保管してください。  
・市に認定の申請をするとき  
・介護サービスを利用するとき など

### 2 40~64歳までの方(第2号被保険者)

サービスを利用できるのは・・・

老化が原因とされる病気(特定疾病)により介護や支援が必要と認定された方

#### 特定疾病とは

がん末期、関節リウマチ、筋萎縮性側索硬化症、後縦靭帯骨化症、骨折を伴う骨粗鬆症、初老期における認知症、進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症、多系統萎縮症、糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、脳血管疾患、閉塞性動脈硬化症、慢性閉塞性肺疾患、両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

#### 被保険者証

市に申請して認定を受けた方に交付します。(申請の際は健康保険証をお持ちください)



表紙  
介護保険制度について

1~2  
サービスを利用するには

3~4  
サービスの種類・内容

5~6  
利用者負担の軽減の施策

7~8  
介護保険料について

9~10  
介護支援事業所・施設一覧

11  
ほやねっと(地域包括支援センター)





# 利用者負担の軽減の施策

介護保険には利用者負担を軽減する制度があります。

## 1 特定入所者介護（予防）サービス費の支給

●施設への入所や、ショートステイを利用する場合は、「食費」・「居住費・滞在費」がかかりますが、次の区分に該当する方は、市に申請することで負担限度額（支払いの上限額）が設けられ、負担が低く抑えられます。

利用者負担段階	対象となる方	居住費・滞在費の上限額（日額）						食費の上限額（日額）
		多床室特養等	多床室老健・療養等	従来型個室特養等	従来型個室老健・療養等	ユニット型準個室	ユニット型個室	
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税の方で、老齢福祉年金を受給している方	0円	0円	320円	490円	490円	820円	300円
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	370円	370円	420円	490円	490円	820円	390円
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、第1・2段階に該当しない方	370円	370円	820円	1,310円	1,310円	1,310円	650円
（負担軽減を受けないときの平均的な費用）		840円	370円	1,150円	1,640円	1,640円	1,970円	1,380円

※上記の対象者に該当しない場合でも、介護保険施設に入所し、属する世帯員の数が2人以上の場合、別に定める収入・預金などの要件を満たす場合は特例として軽減の対象となる場合があります。

**平成27年8月からの追加要件** …下記の①②のいずれかに該当する場合は、負担軽減の対象外となります。

- ①配偶者が市区町村民税を課税されている（本人と配偶者が別世帯の場合も含む）
- ②預貯金等（現金、有価証券なども含む）の合計が基準額を超えている  
〔基準額〕 配偶者がいない方：1,000万円、配偶者がいる方：2,000万円

## 2 高額介護（予防）サービス費の支給

- 1カ月の利用者負担額が下表の上限額を超えた場合に、超えた金額を支給します。
- 支給対象者には市からお知らせと申請書を送付しますので、介護保険課へ申請してください。申請は初回のみで、その後対象になった場合は自動的に指定口座へ振り込みます。

対象となる方	利用者負担の上限額	対象とならないもの
現役並みの所得に相当する方がいる世帯の方（※）	44,400円（世帯）	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎特定福祉用具の購入・特定介護予防福祉用具の購入に係る利用者負担分</li> <li>◎住宅改修・介護予防住宅改修に係る利用者負担分</li> <li>◎保険対象外のもの（施設サービス利用における食費、居住費、日常生活費など）</li> <li>◎支給限度額を超える利用者負担分</li> </ul>
一般の方	37,200円（世帯）	
世帯全員が市民税非課税の方	24,600円（世帯）	
世帯全員が市民税非課税で、かつ下記のいずれかに該当する方 ・課税年金収入額と合計所得金額との合計が年額80万円以下 ・老齢福祉年金を受給している	24,600円（世帯） 15,000円（個人）	
生活保護を受給している方	15,000円（個人）	

（※）平成27年8月から新設される上限額です。  
世帯内に課税所得が145万円以上ある65歳以上の方が居て、かつ、世帯内の65歳以上の方の収入が383万円以上（65歳以上の方が2名以上の場合は520万円以上）ある方が該当します。

## 3 高額医療合算介護（予防）サービス費の支給

- 世帯内の介護と医療の両保険の利用者負担を年間で合算し、限度額を超えた場合、申請により超えた分を支給します。  
対象期間：毎年8月～翌年の7月末までの1年間  
詳しくは、介護保険課又は加入している医療保険者にお問い合わせください。

## 4 居宅サービス利用者負担軽減事業

- 次の条件を満たす方が、対象となるサービスを利用した場合、利用者負担（1割負担分）が50%軽減されます。福井市独自の軽減制度です。

対象となる方	対象となるサービス
<p>▼以下の条件をすべて満たす方▼</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①世帯全員が市民税非課税</li> <li>②世帯の年間収入が130万円未満（世帯員が2人以上の場合は1人につき75万円上乘せ）</li> <li>③世帯で保有する預貯金額が300万円以下</li> <li>④本人に地代等の不動産所得がないこと</li> <li>⑤本人が介護保険料を滞納していないこと</li> <li>⑥本人が給付制限を受けていないこと</li> </ul> <p>※生活保護受給者は除きます。対象要件については今後変更される可能性があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（介護予防）訪問介護</li> <li>・（介護予防）訪問入浴介護</li> <li>・（介護予防）訪問看護</li> <li>・（介護予防）訪問リハビリテーション</li> <li>・（介護予防）通所介護</li> <li>・（介護予防）通所リハビリテーション</li> <li>・（介護予防）認知症対応型通所介護</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>・夜間対応型訪問介護</li> </ul>

## 5 社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減制度

- 次の条件を満たす方は、対象となる費用が原則25%軽減されます。

対象となる方	対象となる費用
<p>▼以下の条件をすべて満たしたうえで、生計が困難であると認められる方▼</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①世帯全員が市民税非課税</li> <li>②世帯の年間収入が150万円以下（世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額）</li> <li>③保有する預貯金額が350万円以下（世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額）</li> <li>④日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと</li> <li>⑤負担能力のある親族等に扶養されていないこと</li> <li>⑥本人が介護保険料を滞納していないこと</li> </ul> <p>※生活保護受給者については個室の居住費（滞在費）に係る利用者負担が免除となります。 ※（介護予防）短期入所生活介護、介護福祉施設サービス及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、条件をすべて満たした方でも対象とならない場合があります。</p>	<p>（県に申し出のあった社会福祉法人が提供するもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○1割負担分のみ対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>・（介護予防）訪問介護</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>・夜間対応型訪問介護</li> </ul> </li> <li>○1割負担分、食費、居住費（滞在費）及び宿泊費が対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>・（介護予防）短期入所生活介護</li> <li>・（介護予防）通所介護</li> <li>・（介護予防）認知症対応型通所介護</li> <li>・（介護予防）小規模多機能型居宅介護</li> <li>・（介護予防）小規模多機能型居宅介護（短期利用型）</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護（短期利用型）</li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> <li>・介護福祉施設サービス</li> </ul> </li> </ul>

制度を利用する場合は、申請が必要です。

①・④・⑤の軽減制度は次のように利用します。

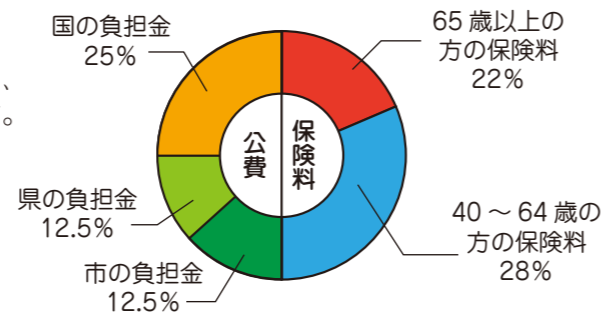


# 介護保険料について

一人ひとりの保険料が介護保険制度を支えています。

## 介護保険の財源

介護保険は、40歳以上の方が納める「介護保険料」と、国、県、市が負担する「公費」を財源として運営しています。



## 65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

平成27～29年度の介護保険料の基準額（年額）が73,200円に変わります

$$\text{基準額} = \frac{\text{福井市に必要な介護サービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の負担割合(22\%)}}{\text{福井市に住む65歳以上の方の人数}} = \text{福井市の基準額 73,200円(年額)}$$

・保険料は、3年ごとの介護保険事業計画の策定に合わせて見直されます。（次回は、平成30年度見直し）

## 保険料の納め方

介護保険料は、6月に住民税の課税状況が確定した後、7月に正確な金額を決定します。

**年金が年額18万円以上の方** …… 年金から天引きされます（特別徴収）



- ・4・6・8月の年金からは、原則として前年度2月と同じ額を納めていただきます。（仮徴収）
- ・10・12・2月の年金からは、7月に確定した年間保険料額から4・6・8月に仮徴収で納めていただいた額を差し引いた残りを、3回に分けて納めていただきます。（本徴収）
- ・確定した年間保険料と天引き額の内訳は、7月中旬に福井市が送付する通知書でご確認ください。

※65歳を迎えたばかりの方や他市町村から転入された方などは、一定期間、天引きができません。この期間の保険料については、納付書または口座振替で納めていただきます。

**年金が年額18万円未満の方** …… 納付書または口座振替で納めていただきます（普通徴収）

- ・7月中旬に福井市が送付する納付書で、7月から翌年2月までの年8回に分けて納めていただきます。
- ・納め忘れのない「口座振替」をお勧めします。ご希望の方は介護保険課（20-5715）までご連絡ください。

## 保険料を納めないとき…

- ・一定期間、介護サービスを利用するときの自己負担割合（通常は1～2割）が3割に上がるほか、一部の利用者負担軽減制度を利用できなくなるなどの制限を受けることがあります。
- ・差し押さえ等の滞納処分を受けることがあります。

※災害に遭った場合や、収入（譲渡所得等に係るものを除く）が前年に比べ大幅に少なくなった場合等で、保険料を納めることが難しい場合は、徴収猶予や減免を受けられることがありますので、介護保険課までご相談ください。

## 40歳から64歳までの方（第2号被保険者）の保険料

加入している医療保険の保険料とあわせて納付します。詳しくは、医療保険の保険者にお問い合わせください。

### 国民健康保険の加入者

- ・国民健康保険税として、医療保険分と介護保険料をあわせて世帯主が納めます。

### 健康保険・各種共済組合等の加入者

- ・加入する保険ごとに設定される計算方法によって額が決定され、医療保険分とあわせて給料等から差し引かれます。

# 保険料の段階

段階	対象者	保険料率	年額	
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方	基準額 ×0.30	21,960円	
	本人が市民税非課税 同じ世帯にいる人全員が市民税非課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方			
第2段階	本人が市民税非課税 同じ世帯にいる人全員が市民税非課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	基準額 ×0.65	47,580円	
第3段階		基準額 ×0.70	51,240円	
第4段階	本人が市民税非課税 同じ世帯に市民税課税者がいる方 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.85	62,220円	
第5段階		基準額	73,200円	
第6段階	本人が市民税課税 合計所得金額が125万円未満の方	基準額 ×1.15	84,180円	
第7段階		基準額 ×1.25	91,500円	
第8段階		基準額 ×1.50	109,800円	
第9段階		基準額 ×1.55	113,460円	
第10段階		基準額 ×1.75	128,100円	
第11段階		基準額 ×1.85	135,420円	
第12段階		基準額 ×2.00	146,400円	
		合計所得金額が125万円以上200万円未満の方		
		合計所得金額が200万円以上300万円未満の方		
		合計所得金額が300万円以上500万円未満の方		
		合計所得金額が500万円以上700万円未満の方		
		合計所得金額が700万円以上900万円未満の方		
	合計所得金額が900万円以上の方			

## あなたの介護保険料は？

